

地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十七年三月十一日(火曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君

理事 野村專太郎君 理事 門司 亮君

門脇勝太郎君 川本 末治君

佐藤 親弘君 前尾繁三郎君

鈴木 幹雄君 中村 寅太郎君

大矢 省三君 立花 敏男君

出席 國務大臣 岡野 清豪君

出席 政府委員

國家地方警察本部長官 齋藤 昇君

國家地方警察本部長官 加藤 陽三君

國家地方警察本部長官 三輪 良雄君

國家地方警察本部長官 鈴木 俊一君

總理府事務官 石渡清太郎君

總理府事務官 有松 昇君

總理府事務官 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

總理府事務官 專門員 長橋 茂男君

入場税軽減に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二二三号)

農業協同組合に対する地方税免除の請願(寺崎覺君紹介)(第一二三四号)

民間放送事業に対する事業税免除の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二七七号)

同月十日

特別区の組織及び運営に関する請願外四件(野村專太郎君紹介)(第一三六号)

地方財政平衡交付金の適正配分に関する請願(世耕弘一君紹介)(第一三四五号)

営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(三池信君紹介)(第一三六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

地方自治に関する件

地方財政に関する件

警察に関する件

○金光委員長 これより會議を開きます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。門司君。

○門司委員 これはこの前から問題がはつきりいたしていないので、私はこの機会に問題をはつきりさせていた

きたいと思うのは、この前の會議でも申し上げたように、選挙費用の経費の問題は、今算定されておりますものは、大体給与その他は現行で、あるいは大したさしつかえはないかと思

います。しかしやはり地方の公共団体の定期昇給が一月あるいは三月に行われ

るようになっております。そうすると必然的に給与の面も増額をいたすこと

になると思ひます。それから、物価がどつちになつてしまつても、大蔵大臣はインフレにはならぬと言つております

が、これは物価が上るにきまつております。そして選挙は本年の秋、既定通りに行われれば、来年の正月といふこ

とになつて参りますので、必然的に私どもは経費の膨脹がなされなければなら

ないと思ふ。この前の委員会では経費の膨脹はほとんどないといふような見解のもとに、言質が得られなかつた

のでありますが、ぜひ私どもがこの法案を認めるにあたりましては、やはり費用の増加した分だけは、地方の公共

団体に御迷惑をかけないといふはつきりした言質を得ておきまないと、この前も地方の公共団体が出した分約二億

くらゐのものが、当然認められることになつておつて、そうして大蔵大臣の方では、これを認めないといふような

ことで、相当長い間問題が残されてお

つて、地方の議會が非常に迷惑した実

例がありますので、今回この法案を審

議するにあつては、やはりそういうことを、この際當局から明確にしておいて

だいて、そして当然増額した分だけは、やはりめんどうを見ようといふやうなことの言質を得ておきまないと、ま

たこの前と同じやうなことを繰返しては、地方の公共団体が非常に迷惑する

のであります。このことについて當局は、ひとつこの際はつきりした見解の

御表示が願ひたいと思ひます。

○石渡説明員 国会議員の選挙のため

ましては、現行の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律によつて

算定いたしますと、約十億になるのでござい

ますが、今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

ます。今度の改正法律案で計算いたしますと、総額約十五億に膨脹いたしておりますのでござい

るのだということが、はつきり御言明
ができるならば、私どもはこれでけ
こうだと思ひますが、しかしそうい
ことができないとすれば、選挙法の改
正が完全に行われて、その上で、新
しい基礎のもとに、ひとつこういう法案
を出し直してもらいたいと考えます
が、この点についてどうお考えになつ
ておられますか。

○石渡説明員 ただいま衆議院の特別
委員会、選挙法の改正について審議
されておるわけでございますが、その
結果公営の内容がかわります場合に
は、それに伴つてこの法律案を修正し
ていただきたいというふうに考へてお
ります。それによつて予算との関係が
あると思ひますが、公営の内容のいか
んというところによつて、予算の額が
わつて来るかと存じますが、そのにら
み合せによつて、この法律案について
修正をしていただくということにいた
したいと考へております。

○門司委員 どうもはつきりしないの
であります、今のような当局の御意
見だといふと、この法律案は、
私どもの関係から申し上げると、こ
の際ひとつ出し直していただく方が便
利であります。ここでこれを審議して
おいて、そうして選挙法がかわつて来
たからというので、また修正が出て来
るといふことは、非常に複雑でありま
す。むしろこの法案は、次に新しく改
正されるだろうと一応考へられますの
で、この点を十分ならみ合せて、私は
出し直された方が便宜だと思ひます
し、またわれ／＼もその方がやりい
と考へております。あるいは一月か二
月先になるかどうかかわらないもの
を、今ここで議論して、そうして一応

本会議を通して、また修正案を
出すというところは、かなり不自然なこ
とだと思ひます。従つて先ほどから申
し上げておりますように、当然選挙法
がかわつて参りますと、それだけのもの
はよいけれども、それだけのものも
参りますし、それだけのものが補償され
るし、それだけのものが補償されると
いうのはつきりした言明があれば、私
どもはこの法案をこのまま審議を進め
てもよろしいと思ひますが、もしそう
いうことができないとするならば、こ
の法案については、もう少し明確にな
るまで、われ／＼は審議を延ばした方
がよいやないか、こういうように考
へておりますが、当局はその点につ
いて御同意が願えるかどうかです。

○石渡説明員 ただいま公職選挙法改
正に関する調査特別委員会の御審議
は、まだ結論までには到達しておりま
せんけれども、大体的に見通してあり
は、公営の分について、若干の改正を
見るような状況になつておりますの
で、その時期まで御審議を保留してい
ただきましても、けつこうと存じま
す。

○立花委員 これをお出しになりまし
たのは、やはり現在の法の規定では、
実際必要な選挙費用がまかなえない
という建前だと思ひますが、そうでござ
いますか。

○石渡説明員 そうでございます。
○立花委員 そういたしますと、現在
すでにまかなえないといふことがわか
つておりますのに、しかも法案だけ
は、いろいろ／＼な関係でお延ばしにな
るとすると、実際上地方では赤字が出
るわけですね。現在でもすでに選挙が行
われておりますので、これにも当然現実
に赤字が出て来る。あるいはその間に

全国のどこで選挙があるのかわからな
いのですが、そういう場合に、やはり
赤字が出て来る。これが地方の自治体
の帳面上の赤字であれば、痛くもかゆ
くもないのですが、しかし現実には動
きまざるに参りますと、この費用から
出る手当なりその他の給与が、毎日毎
日の生活のなかでなすので、この赤
字はどうしても埋めなければいけない
と思ふのです。そういうもので不足
だとお考えになつておられるのだとす
れば、そういうふうなものに対する補償
をどういうふうにお考えなのか。政府
の都合でお延ばしになる場合に、そう
いう不可欠な赤字に対する補償を、ど
ういうふうにお考えなのか。この間の
はつきりした保証がございせんかと、
私どもはこの法案の成立が延ばされる
ことに對しては、賛成することが
できないわけでございます。この点を
はつきり伺いたいと思ひます。

○石渡説明員 ただいま東京の六区
で、補欠選挙が行われておるのでござ
います。これは現在の法律で算定し
たものとすると、約六百五十万円にな
るのでございます。それを今提案してお
ります改正法で参りますと、約七百九
十万円ばかりになります。それでこの
法律を提案いたしました當時には予想
いたしておりました。その間に施行す
るので、法律は一応公布の日から施行す
るといふことに建前はなつております
けれども、これが一月からさかのぼつ
て適用する、そういうようなことに決定を
見ますれば、その差額を追加交付する
というふうな用意をいたしております
。二十六年度におきましても、また
二十七年年度の予算にもあらかじめ補欠
選挙の経費として、予算が計上されて

おりまして、法律案が成立いたしました
れば追加交付をすることができるよう意
をいたしております。

○立花委員 もちろんその手続は必要
だと思ふのですが、私が申しております
のは、もう一つ深く立入つていただ
きまして、適及されるまで、さつき申
しましたように、毎日々々働いて、そ
の手当で食つておられるのですから、適
及されるでも、やはりこの法律ができ
ましてから計算いたしました支給する
のでは、非常に遅れるわけでありま
す。その間の補償についてどういふ
うな対策をお考えなのか。適及だけ
はなしに、適及からさらにさかのぼつ
た現実の補償あるいは財政的なめんど
うを見るか、融資をするか、つな
ぎの資金を与えるか、こういう問題
をどの程度お考えなのか、これを承り
たい。

○石渡説明員 例を東京の六区の選挙
にとつてみますと、差額が約百二
三十万でございますが、すでに六百五
十万の経費は交付済みでございます
。なおその百二、三十万の差額につ
いては、仰せのように地方財政に御迷
惑をかけることになるのでございま
す。選挙の経費の内容につきまして、
も、いろいろ／＼にわかれておりました
。たとえば演説会の公営の費用でござ
いますと、一応現在候補者一人につき
人演説会七十回くらいを見込んで計算
しておりますが、現実には十回ないし
は二十回程度しか、今行われておらぬ
ような状況もございします。それか
ら若干精算的な経費もございします。
たとえば新聞広告の公営の費用のとき
は、新聞社の方から請求が参ります時

期が若干ずれて参ります。そうい
うようないろいろ／＼なことを考へま
す。そう非常に大きな負担を一時地方
財政におかけするようなこともなく
済むのではないかと、これは東京六区
の場合の例でございますが、さように考
へております。できますれば右から左
に交付されることが望ましいわけでご
ざいます。この今の過渡期の若干の
ずれは、そのようにして、そう大きく御
迷惑をかけるようなことがなくて済む
のではないかと、さういふに考へてお
ります。

○立花委員 六区の現実の問題はとに
かくといたしまして、建前上必要だと
考へてお出しになつた法案、当然赤字
が出るから、それを埋めなければなら
ないといふ建前のもとにお出しになつ
た法案が、いろいろ／＼な事務上の手続の
関係でお延ばしになるというのであれ
ば、実際の問題はともかくといたしま
して、それに対する措置は当然考へ
にならなければいけないと思ひます。
適及はもちろんな必要なのですが、適
及以外にはやはり相当の考慮はお掛け
るのは、これは立法なされた趣旨から
申しまして、これは当然だと思ふのです。
現実の問題を離れて、やはりさうい
う首尾一貫した態度をおとりにするの
が、私は当然だと思ふのであります。
六区では実際さういふふうな費用がい
つてないけれども、あるいは、さうい
う生計の問題を離れまして、さうい
う建前をおとりにする必要がある。そ
れなしには私どもはやはりこれを延ば
すことには賛成できないと思ひます。
現実には赤字だといふことは、あなた
の方でもお認めになつておるうちに私

期が若干ずれて参ります。そうい
うようないろいろ／＼なことを考へま
す。そう非常に大きな負担を一時地方
財政におかけするようなこともなく
済むのではないかと、これは東京六区
の場合の例でございますが、さように考
へております。できますれば右から左
に交付されることが望ましいわけでご
ざいます。この今の過渡期の若干の
ずれは、そのようにして、そう大きく御
迷惑をかけるようなことがなくて済む
のではないかと、さういふに考へてお
ります。

を置くものにつきましては、事務局という組織を設けませんが、事務職員を置くという程度にいたしたい。

それからなお実際問題として委員と事務局長の兼職ということ認めることが実情に即するようでありますので、そういう兼職を認めようというところ。

その次は職階制の問題であります。これは本年の六月十三日から施行するようになっておるのであります。が、国の方の職階制がいまだに施行されておらない状況でございますので、国の職階制の実施の実情を検討いたしました上で、地方の職階制を実施することにした。さらに六箇月だけ延期いたしました。本年の十二月十三日から施行するようにしたいという延期の關係が一点、その他は特に技術的な改正でございまして、申し上げるほどの点はございません。

○金光委員長 これより質疑を許します。野村専太郎君。

○野村委員 政府は近く地方自治法の一部を改正する法律案を上程されることになっておりまして、先般の委員会、また鈴木次長からもその一部を伺ったのですが、これについて二、三点、岡野国務大臣がお見えになっておられますので、伺いたいと思ひます。

まずこの間の要綱の御説明にあたりまして、都道府県の執行機関の面におきまして、行政簡素化の線に沿って行かれるのだといひますが、標準部局を法定しよう、そうして残余のものに対しては、都道府県の条例によつてこれをきめようということですが、どういふものをこの標準部局としてお考えになつておりますか。最初にこの点を伺いたい。

○岡野国務大臣 お答えを申し上げます。まだはつきりときまつた案にな

つておりませんが、大体戦前と申しますか、昔はごく少数の部局によつて地方の公共団体の府県の政治ができておつたのであります。戦後非常にたくさん部局を設けるようになりまして、事務の簡素化から申しますれば、国に相応したものができるよりいふのではないかと考へるものであります。大体私の考へております腹案といひましたし、総務とか土木とか社会部とか経路部、そういうような四つくらいのもにしたらどうかという考へをもつて、今いろいろ検討中でございます。

○野村委員 行政を簡素化して事務の能率を上げよう、この点に対しては私も同感ですが、これは国の行政の簡素化と關係を持つて来ると思ひます。しかしこの地方都道府県の部局というものは、いわゆる官公吏の手をなすべく省こうということに結論はならなくて、はなから考へて、地方における部局については、都道府県によつて性格が違ひ、しかも自治法なり自治体の性格から見ても、さうきゆうくつに考へずに、その都道府県の事情に即応するように行くことが、私は最もふさわしいのではないかと考へます。そこで要綱によつても、また今大臣からお話があつたが、ある少数の部局をきめて、そのほかは条例によつて行くというこの間の次長の説明は、私は當を得ておると考へておるのですが、部局の数を減らしたからといひて、必ずしもこれで能率が上るとは考へられないのです。そういう点からこの条例は、やはりその都道府県の議決機関の意思を尊重してやるべきで、必要以上に地方のこの制度に対し

て干渉すべきでないという感じを私は持つておるのですが、その都道府県が特殊の部局を必要とする場合、この条例で定めることに對して公聴会を開くとか、あるいはいろいろなことを勧奨するようなお考へを持つておられますか、この点をひとつ伺ひたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。お説しごくごもつともでございます。地方は千種万態でございますから、これをきめて縛つてしまふことはよくないことと考へます。しかしながら私も、さういふことは、法律で部局を六つ置くとか七つ置くとかいうことにしておきますと、いろいろな県でもやはりその六つを置くというふうになつたり、またこれはほんとうは必要ないんだけれども、任意に置けるということになつておるから、ひとつ置いてみようということになつて、やはり事務がふえて行くのではないかと考へますので、標準といひましては先ほど申し上げたような四つくらいにして、おし、しかしながら地方の自治の趣旨に沿ひまして、その地方々々で必要な部局があるならば、条例でそれが置けるような方向に進んで行きたい、こう考へておりました。御心配の点は私はなからうかと思つております。

○野村委員 ただいま大臣の御答弁で大体了承はできるのですが、この点は都道府県のそれ／＼の実情に沿うように行かねばならぬと私は考へております。

それから議員の定数に對しては合理的な標準をきめる、これもなるべく地方自治体の財政とかいろいろな点から、少数で能率的に議會を運営することが望ましいと思ひますが、この標準

は、いかなるものをお考へになつておりますか、この点を伺ひたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。府県の議員数は御承知の通りに終戦前は最低が三十人というところになつておりました。ところが終戦後この最低を四十人にして、それから人口の増加するに従つて幾らかずつ議員の数をふやして行く、こういうことになつておるのでございますが、しかし御承知の通りの日本の国力でございますので、ぐん／＼減らして行くというの、またいろいろ影響もありましようから、私は終戦前の最低数ぐん／＼を標準にして、それから人口の増減によつて、三十人以下にすることはしないで、ようけれども、増加するに應じて幾らか減らして行くということになれば、議員が幾らか少く落着く、じやないか、また戦前それでやつて行つたのだから、この財政窮迫の場合に、さうたくさん議員を置くということも、地方財政負担の点から行きましたら、いいことだ、こう考へて大体戦前の標準を標準として、そのぐん／＼の程度に落して行つたらどうか、こう考へております。

○野村委員 實際問題としては各都道府県によつても、法定の定数より大体自衛して、その内輪でやつてゐる実例も相当多いようですが、しかし何といつても日本の地方自治法なり民主政治の根幹から行きますと、やはり住民の意思といふものが、十分反映されなければならぬ、こういう意味で地方の財政等の点から考へて、これら議員の定数などに關与し、また必要以上に圧縮することはよろしくない。こういう点も考へながらやるべきである、か

うに考へております。

それから先般新聞の伝へるところによりますと、この東京の特別区のいわゆる民選区長、これを官選で行こう、知事の任命で行こうという報道を新聞で見たわけですが、これも先般神戸委員長の報告によつても、東京都の二十三区は、かつての歴史とかいろいろな現実の点から、この点にはいろいろ触れておられましたが、自治庁としてはこの二十三区の区長に對して、どういふお考へを持つておりますか、この点をひとつ伺ひたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。ただいま公選になつております区長を、都知事の任命にしたらどうかということは、一応われ／＼の考への中に往來しておる思想でございます。これは十分検討してみたいと思つておりますが、まだ成案は得ておりません。

○野村委員 この問題は憲法なり自治法との關係もあり、あるいは知事を官選にしよというところも、關係を持つて来ると思ひますが、何にしまして、東京都の事例から見ますと、非常に事務も繁忙でありますし、また一般の都民、区民もこれになれておるのです。これがややとしますと、従来の官僚政治に逆行せんとするけいもないでもない。こういう点から考へまして、この問題に對しては、いわゆる知事の官選という問題とにらみ合せて、慎重にやらなければならぬと私は考へておるわけです。そこで近くこれも提案を見ます調査会といふものができようと思いますが、これは特殊の問題もあり、地方制度全般にわたつては相当大きな問題もあると思ひま

す。そういう点から特別区の区長の問題のごときも、こういう調査会でその議題一つとして、十分検討すべきである、こう考へておられますが、これに對ししてお考えは、いかかなもののごいいますか。また従来東京の都と区の問題に對しましては、現実の問題として紛争が連続したとして、従来においても中島委員長ほか各党から裁定委員が出て、いろいろその間に奔走したわけですが、十分その成果が上つておらない。そこに先般神戸委員長の勧告によつて、一応今度提案を見んとする特別区の問題も、大体その線ではないかと思ひます。そういう点からこの委員会においては、二十三区側の現実と歴史、特殊事情を考慮して、この方面からの代表者も委員として私はいれるべきだ、こう考へておられますが、大臣でも次長さんでもどちらでもけっこうですが、その点もひとつ要望と同時に御見解を承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 区長任命制もさることながら、御承知の通りに区というものの存在と、その都というもののとの関係、これに對してはすでに皆様方もよく御存じの通りに、いろいろ資料した問題もございいますので、そういうものもあわせて、御趣旨を尊重して、慎重にこれを検討した上で、皆様方にお諮りしたいと思ひます。

○野村委員 もう一つは、この特別区に對しまして、この際従来の紛争を解決することにもなりましようが、事業を明確に法定をして、特別区の事業、それから都でやる事業というものを明確にすることは、私は適當だと思ひますが、問題は法定をする内容にあろう

と思ひます。これは東京都側が要望しておる考え方に對して、二十三区は市制に準ずるという建前から、根本的に反對の立場に立つておるわけでありまう。そこでこれは次長さんからでもけっこうですが、法定はどういう事柄を法定しようというお考えをお持ちになつておられますか。概略でけっこうですから、このことを伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 都と特別区との間の事務配分の調整であります。これににつきましては、先般地方行政調査委員会委員の勧告があつたわけでございますが、あの勧告の線にのっとりまして、都区間の事務の再配分をいたしたというところで、目下案を練つておる次第でございます。

○野村委員 そうしますと、大体先般行われまして神戸委員長の方向だと了承してよろしいでしょうか。

○鈴木(俊)政府委員 大体あの線を基礎にいたしまして、さらに住民に直結をするように、主として特別区内の区域の行政につきましては、できるだけ特別区内にあるいは特別区長に委任をするようにいたしたいと考へております。

勧告からはずれております保健所、または福祉事務所とか、道路に関する問題とか、こういうものは特別区の方でやらせた方が事務、事業の能率も上らうと考へております。今次長さんのお話によると、先般勧告をされた範囲内だということになると、せつかく神戸委員長も二十三区はいわゆる自治区であるというのを肯定しておるのですから、その上に立つて自治区ということで行くならば、民選区長のもと、住民に直結する都民生活のそれ、これは、なるべく二十三区側にやらせるといふことを、内容において法定することとして一番現実的である。このことを要望しておきます。

○鈴木(俊)政府委員 今お話の出した保健所でありましたとか、あるいは社会福祉事務所というものを、特別区に委託するかどうかというところは、確かに御指摘のごとく、研究の重要な問題になる点であると思ひます。今後法案を準備するにあたりまして慎重に検討を加えたいと思ひます。

○立花委員 岡野さんがせつかくおいでになつておりますので、地方行政並びに地方自治に關しまして、今問題になつております行政協定の關連において、少しお尋ねしておきたいと思ひます。行政協定が実施されましたあかつきにございましては、最も直接關係があり、毎日々々の生活において、最も深い關心を持つてゐるのは地方だと思ひます。そういう意味でお尋ねしたいのです。

行政協定には区域あるいは施設という言葉がありますが、その区域施設に關連いたしまして、その隣接地あるいは近傍という言葉がありまして、それが非常に不明確な規定になつてゐるのですが、この言葉を岡野さんはどういふふうにお考へになつておられますか。たとえば東京にいたしましては横田に區域がある。その場合に東京のどの辺まで隣接地あるいは近傍として理解するか、あるいはそれには必要ないろ／＼な防空施設というように必要のないものか。しかもこれは単に土地だけの問題ではなくして上空にもまたがつておられますし、あるいは海にも入つておられますし、東京都、東京湾の上空ということも含まれて参りますので、これは非常に重大な問題です。しかも東京都だけではなしに、全国に無数にできまうという区域に關連して起つて参りますので、これは地方にとりましては重大な問題だと思ひますが、この言葉をどういふふうにお理解になつておられますか、聞いておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 区域は實際まだ確定しません。これから確定することになります。それから施設はむしろおわかりでしょう。そこで今お尋ねの、その区域がどの程度になつて、その近傍という言葉をどこまで推し進めるかということとは、個々別々の区域が確定したとして、その確定した後に對して、その近傍という言葉をどうつきりさせるといふことになつて、これから將來の問題でございます。むしろ私もあなたと同じように、地方公共団体のために、相当深い關心を持つて見えておりますが、まだそれは作業班の仕事になつておりますので、ただいまはつきりしたことをご申し上げる段階になつておりません。

○立花委員 將來のことだとおつしや

られますが、これはもう將來ではありませぬので、新聞の伝えるところによりまして、現在において必要なものはそのまま存続するといわれておりますから、おそらく空軍司令部のある横田あたりは、そのまま存続されるのではないかと思ひます。しかもすでに横田では、この間立川で空襲警報が発令されて、それに關連して近接の地帯に協力が要請されているという事態が起つてゐるわけですから、その場合、どれほどを近接と見、どれほどを近傍と見るかといふことが、非常に重大な問題になつて来るわけですから、基地あるいは区域がきまつてからやるとおつしやられますが、次長としては、どういふふうな原則をお持ちになつて、これをきめる作業班の協議にお臨みになるのか、これを承つておきませんかと思ひますが、これを承つておきませんか。ある場合には東京都全体に及ぶかもしれない。これは東京の北西部の一部で終つたのであります。非常事態が大きいなつて参りますと、これは東京都全体に及ぶかもしれない。あるいはその程度によつて半分になるかもしれない。こういうふうには理解されまして、地方の住民にとつては非常に重大な問題であります。これは単にこの問題だけにどまらず、あるいは防衛の費用の問題、あるいは防衛の義務の問題、防空施設の問題あるいは地方で、東京都あたりではすでに防衛局をつくるという話も出ておりますが、こういうふうな問題にも關連いたして参りまして非常に重大な問題なので、隣接地あるいは近傍という言葉をどういふふう具体的に決定されようと思ひます。これはやはり自治庁としては、相當な

確固たる方針があつてお臨みになる必要があると思うのですが、その点を明確にしたいです。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。それは国家的の見地から検討すべきものであつて、自治庁がどうしようかどうしようということじやなかろうと私は考えております。

○立花委員 もちろんあなたは国務大臣なので、国家的な見地から、そういうことをお考えになるだろうと思うのです。だから国家的な見地から、国務大臣としてのあなたがどういう方針をお持ちなのか、これをお尋ねしているのです。

○岡野国務大臣 それはおのずから所管の大臣がございますから、岡崎国務大臣でも呼び出しになつてお聞き願ひたい。

○立花委員 これは少し御答弁がおかしいのじやないかと思ひます。そういう自治体に重大な関係のある問題につきましては、その主管であるあなたが、やはり適当な意見をお持ちになり、適当な発言を閣議でおやりになつて、そしてその総合的な見地から岡崎国務大臣が折衝に当られるというのが私本筋じやないかと思ひます。こういう自治体の重大な問題に關しまして、それは岡崎さんにまかしてあるので私は知らないというのでは、あなたは自治体の利益を所管する責任者とは私言えないと思ひます。そうなりますと、自治体は、せつかく自治庁があり所管大臣がおりながら自治体の重大問題については、何ら行政協定の上面に反映することができないということになりまして、まつたくこれは不都合きわまることだと思ひます。現実には地方自治体におきま

て行政協定締結に關してのいろいろな陳情なり、意見なり、請願が参つてはするんで、それをやはりあなたが適当に關係大臣にお取次になり、あるいは向うとの行政協定に反映させるように努力するということですが、あなたの責務じやないかと思ひますが、今の言葉では、そんなことはおれは知らないのだという言葉なんです、非常に無責任きわまる態度だと思ひますが、もう一度ひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 行政協定の具体的な細目につきましては、ただいま予備作業班でそれ／＼關係の担当者が出て相談をしておると思ひますが、地方自治庁としては、地方自治団体と國との關係、その連絡ということをややる面があるわけでありまして、そういう意味で、それ／＼の關係の方面には、地方側の希望というものは申し述べておりますが、その決定につきましては、ただいま大臣が申し上げましたように、最後的には國家的な見地からきまつて来るわけでありまして、現在のところまだその最後の段階につきましては決定せられておりませんので、ここで御指摘になりましたような問題についてはあるさうな問題と、さういふやうなことはちよつと申し上げるわけに行かぬのであります。

○立花委員 そういたしますと、施設区域がありまして、しかもその隣接地あるいは近傍という言葉は、政府としてはどういふふうな理解するか、どういふふうなその線を引くかということについては、何ら政府の方で考えがな

いふことは、これは未定であるということになるという御返事だと思ひますが、さういたしますと日本中どこまでこの隣接地あるいは近傍が広がるかわかりませんので、隣の村に基地ができましますと、あるいはある町の郊外に基地ができましますと、その町あるいは村全体が、非常に不安な状態に置かれざるを得ないと思ひますが、さういふことは地方の自治あるいは地方の利益が、完全に擁護されると思ひませんので、ぜひさういふ態度を一擲ください。さういふ態度を願ひたいと思ひますが、最近これについて明確な自治庁としての御意見をお出しになる考えがな

いのかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 もちろん軍の駐屯に伴つて必要最小限度のことは、これはやむを得ないわけでありまして、それがその限度を越えて大きくなるといふことにつきましては、やはり地方自治体といたしましては、自己の行政権の問題と関連がございまして、重大な関心を持つてゐることは事実であります。ですからさういふやうな地方側の要望につきましては、できるだけ實際の問題において円滑に調整せられるように努力しつゝあるわけでありま

す。

いふものが具体的にどこに置かれて、その区域における實際の軍の活動が、どういふものであるかといふことと、一々つながりがあるわけでありまして、抽象的にここであると、さうするといふことは申し上げられま

せん。

○立花委員 そういたしますと、区域によつて隣接地あるいは近傍の範圍も異なる、あるいはまた情勢によつて、言いかえれば必要によつて近傍隣接といふ言葉の範圍も異なるといふふうな理解していいのですか。

○鈴木(俊)政府委員 私が前二回にわたつて申し上げた以上のことは、何も

ないと思ひます。

は区域あるいは基地に対する防衛の法制化をなさるおつもりなのか。これをひとつ聞いておきたい。

○鈴木(俊)政府委員 自治庁の所管として防衛に關する事項はございせんので、私からは申し上げられま

せん。

○立花委員 さいぜん地方の部局の設置の問題がありましたので、やはり地方に法制上さういふ防衛に關する部局を置くやうな措置をとるやうに、自治庁で法案なりあるいは指示なりをお出しになる用意があるのかといふことを聞いておるわけです。

○鈴木(俊)政府委員 目下のところさうなことを考えておりま

せん。

○立花委員 それから地方の住民に關する問題ですが、アメリカ人を主とする一般外人、これはもちろん日本の法律に照らして入國し、あるいは法律によつて居住するわけなんではないやうが、これといふゆる軍人、軍属、その家族とどういふ區別ができる

か、この点を聞いておきたいのです。

○鈴木(俊)政府委員 ちよつと御質問の趣旨がわかりかねます。

○立花委員 私が申しますのは、一般白人がその自治体におりましても、これがいわゆる白人主義で、治外法権になつております軍人、軍属、その家族と區別がつかない。何をもちつて自治体は白人の間の區別をし、日本の法律を適用するものと、あるいは治外法権になつてゐるものとを見分けをして、適当に自治体内の治安を守り、自治体内の行政をやつて行くのかといふことを聞いておるわけです。

○鈴木(俊)政府委員 その關係のことはいささか自治庁の所管と離れておる問題だと思ひますので、別の方面から

お聞き取り願いたいと思います。

○立花委員 自治体の中に居住し、自治体の中に生活するものの中に、そういう不明確な部分が起つて来る。しかも自治体としては、日本の法律によつて取締らなければならない白人もおる。最近のように外人による犯罪が多量に出て参りますと、これは自治体にとつても重大な問題になつて来るだろうと思ひます。やはりそれを明確にすることは自治体の治安、行政の面で重大な問題なんで、これは自治体にとつても決して関係のないこととは言へないと思ひます。これと関連して聞いておきますが、行政協定によりまして、日本の法律の適用を受けるアメリカ人、これが予備役に編入されて予備役団をつくつて、しかもそれが訓練までされるということになつておるのですが、自治体の中で、たとえば東京都の中に何十万人かの白人がおりまして、これが予備役に編入され、予備役の団体をつくつて訓練するということがなつて参りますと大問題だと思ひます。これは行政協定の二十二条にはつきり出ておるのです。こういう問題は自治体としてどういうふうに対処したらいいのか、どういうふうな法律でこれを取締つたらいいのか。軍人、軍属、その家族以外のものは明らかに日本の法律の適用を受けなければならぬわけですが、それが明白に予備隊を編成し、しかも訓練をやる。これは自治体の中でやるだろうと思ひます。ありますが、その場合にどういう措置をおとりにするのか。

○立花委員 自治体の所管というものは、決して今やつておられるだけの所管ではございません。根本的に今言つたような新しい事態が起つて参ります場合に、自治体としてどういうふうにお考えになつておるか。新しい立法的な措置もとらなければいかぬと書いてあるのですから、立法的な措置をとる場合、やはり自治体としてもお考えがあるだろうと思ひます。そのためにこそ新しい事態が起つて来て、新しく自治体の所管になることが当然である事態も起つて来るということをお考えにならないで、従来のままで参りますので、そういう観点からお考え願ひたいと思ひます。

では自治体に関係ある問題を聞きたいと思ひますが、地方の水道あるいはその他の公益事業を、駐屯軍が優先的に使うという規定があります。あるいは公共事業の労働者を、優先的に使用するという言葉があります。この優先的ということはどういうふうに理解したらいいのか。これは自治体に直接関係がありますので、御答弁願ひます。

○鈴木(俊)政府委員 そういふ地方団体の経営しております公益企業と駐屯軍との使用の調整の問題につきましても、目下政府内部において具体的な措置を研究中でございますので、その上におきまして御説明申し上げたいと思ひます。

○立花委員 政府内部において研究中有であるというが、あなたたちはやはり政府内部の人なんで、しかもあなたたちに直接関係のある問題なので、あなた

たちに意見がないとは私は言えないと思ひます。その政府内部における意見を開かしていただきたいと言つておきます。非常に大きな問題が起つておりました。進駐軍のところには水が出ますが、一般民衆には出ない部分があるという形が出ておりました。さらに行政協定がはつきりしまして、進駐軍の方に公益事業のものを優先的にまわし、公益事業に従事しております労働も優先的にそちらへまわすということになつて参ります。非常に大きな不安を感じるわけなんです。御承知のように、地方公共団体がやつております公益事業は、民生に直接関係のあるものが非常に多いので、それが駐屯軍に優先的にまわされ、あるいはその労働が優先的に進駐軍に確保されるといふことになつて参ります。生活上の一大脅威だと思ひますが、政府内部の意見はどうなのか。岡野さんも政府内部の一人でありまして、御意見を承りたい。

○岡野國務大臣 目下研究中でございます。

○立花委員 目下研究中ではなお不安が増すばかりです。たとえば電気、これは一つの大きな公益事業だと思ひますが、電氣などの集中が非常に多く行われまして、大口三千キロ以上ですか、大口使用に対しては無制限である。おそろくそれに集中される形が出て来るだろうと思ひますが、こういう場合に、やはり優先的という言葉を使われまして、現在でも電力不足で悩んでおられます一般の家庭、あるいは一般の都市の商店、中小企業、これがまずこの条項により公益事業の

一方的な独占によつて苦しめられると思ひます。この優先的という言葉をおとりになる意思がないかどうか聞いておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 でき上つた協定を取消す意思は持つておりません。

○立花委員 それから接収の問題について聞いておきたいのですが、新聞の発表によりますと、たとい講和条約発効後においても必要なものは返さないという言葉があるのですが、これは事実かどうか。講和成立後の区域、あるいは施設の使用はどういう方法によつて定められるのか、これを伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 具体的な接収をどうするかという点につきましては、これはそれ／＼所管がございまして、その方面からお聞き取りを願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕

○立花委員 自治体の財産に関するものが非常に多いわけなんです。新聞で見ますと、個人のものは多少返すが、しかし地方公共団体、地方自治体の所管に属するものは、ほとんど返さないだろうというところになつておりました。自治体にとつては重大な問題です。たとえば私のいます神戸あたりでは、神戸の港の七割までが接収されておりました。これが返るか返らないか、新しくどういう約束によつて、どういふ条件によつて港が使用されるのか、これは重大な問題なんです。これはほかの所管の方に聞いてもらいたいとおつしやられますが、自治体の財産に関しては、どういう手続をおとりになるおつもりなのか、これを聞いておきたいと思ひ

ます。しかもそれとあわせて、その補償の問題ですが、条約によりまして、自治体の財産、たとえば港湾施設あるいは学校、あるいはその他の土地、こういうものがとられました場合に、これが使用中にいかなる損害を受けても、それは補償しないということがあるのですが、そうなりますと自治体は非常に困ると思ひます。その場合にどういふ措置がとられるのか、この二つをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 具体的にどこに軍が駐屯するかということがきまらなければ、今の施設の返還の問題ということは決定しないであらうと思ひます。ありまして、その場合に個人所有のものと公共施設、あるいは公有のものとの区別をどういふふうにするかという問題は、それ／＼の実際の問題として解決して行かなければならぬ問題だと思ひます。これはいづれも目下具体的問題として協議中でございます。今ここで一般原則論として、抽象的にこうする、ああするということは申し上げられません。

○立花委員 将来きまつてからというのではなしに、これは条約も締結されているのだし、あるいは返還に関する規定もあるのだし、補償に関する規定もこの中にあるわけだし、新聞紙上ではすでに作業班で相当具体的な意見までも出ておるわけなんです。その際に政府のあなた方が、これは将来のことだからお話をできない。ただいま研究中だというのでは、まったく国会がうんばさじきにすわつておる。自治体の重大な問題が、政府内部の自治体の責任者であるあなたたちから何も聞か

れないというのでは、おそらく地方の人たちが納得しないと思うのです。ひとつもつと誠意のある答弁を願いたい。あるいは御答弁が願えないのは、やはりさつき岡野国務大臣が、それは岡崎さんに聞いてくれと言われたように、岡崎氏一人に全部まかしてある。自治体の要望も、自治体の実情も、自治体の陳情も、何ら実現しようと努力なさらないで岡崎さんにまかしてある、何も知らないんだ。尋ねますと目下研究中だ、こういうのでは、やはり仕事自体に責任を持つておやりになっているとは私も受取れませんので、そういう態度をひとつ今後おとりにならないようにお願いしたいと思うのですが、そういうふうによつていただけるかどうか、岡崎さんにお聞きしたいのです。

〔答弁の要なしと呼ぶ者あり〕

○野村委員長代理 立花委員にお願いしたいのですが、なお質疑通告が大分ございまして、あとで時間がありません。門司委員、門司委員、きわめて簡単に聞いておきたいと思つて、今の立花君の質問にちよつと関連を持っておりますが、行政協定に基づく駐留軍の使用いたしませ建物、それから同時に今警察予備隊が演習地ということで、相当広い土地の接収を行つております。この二つの接収に対しては、日本の、ことに農村関係では非常に困つております。具体的に申し上げますと、満州の開拓民が帰つて来て、四年なり五年なりのうちに、どうか自活のできるようになつた土地が、これがまた接収されようとしておるといふようなことで、地

方の自治体では相当問題を起しているようなわけでありまして、これに對して自治庁として何か地方の自治体に指示されたことがあるかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 行政協定の具体化の問題につきましては、いろいろ先ほど来御指摘のありましたように、またたいたいま門司さんの仰せになります。たまたま、いろいろ問題があるわけでありまして、そういう地方公共団体の問題に關連してあります。点につきましては、それ／＼政府の所管々々におきまして、その問題をたいたいま研究中であります。財政の問題でございます。それから、そういう問題になりますれば自治庁なり地方財政委員会、それ／＼どういふふうな措置するかということをお聞きしたいと思つて、われわれといたしましてはできるだけ地方公共団体の立場というものを考えまして、国家的な要求はこれはやむを得ないわけでございますが、そういう国家的な要求との間の調整に努力いたしておる次第であります。

○門司委員 もう少しつづ込んで聞きたいのですが、地方自治体の持つておる施設につきましては、自治体自身にそれ／＼たいたいまお話しのように、当局にいろいろ交渉しておると思いますが、先ほどから申し上げておりますような民間の農地その他の問題については、その地方の農民がただちにその所管の大臣とか、あるいは政府の關係者に対して、直接に陳情その他を行つておるとは困難でありまして、この実態はおそらく都道府県にすべてこれが持ち込まれ、何らかの方法で知事あるいは市町村長のところに陳情その他の運動が行われておるのが現実だと思つて、

従つて政府が何か指示を与えなければ地方の市町村長、都道府県知事としてなかなか困難ではないかと考えます。そこで私の申し上げたのはそういう問題に對して、都道府県知事、並びに市町村長はできるだけこれをあつせんしてやれというふうな、親切な指示がされておるかどうかということとして御指示されたことがあるかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 特に今門司委員の仰せになりましたような意味の指示はいたしておりません。ただ地方側の要望等は都道府県知事からいろいろ聴取いたしております。そういうことはそれ／＼關係の向に連絡いたしておる次第であります。

○門司委員 そうなりますと地方の住民は非常に心細いわけでありまして、これは地方の実際の生活上の問題でありまして、これからさき自分たちの生活をどうするかということが、相当広い範囲に行われるのであります。それが知事に陳情し市町村長にお願いし、知事なり市町村長が、さらにそれを政府の方に持つて来るということになる以外に、現在のところ方法がないと思つて、私のお尋ねしたいと思つて、

すことは、その間においてできるだけこれらの問題を解決する一つの、何と言いますか、機關とまでは言わなくても、相手方と十分交渉する団体でありますか。それは一体どこでやればいかというところであります。直接被害を受けておられます農民その他が進駐軍のところへ行つて陳情したいと思つても、これは交渉の相手にならないと思つて、おそらく多少の交渉の相手に

なる都道府県なり市町村でなければ、問題の解決はなかなかつかぬと思つて、こういう点について都道府県知事並びに市町村長がそういう扱いをすることについては、さしつかえあるかないかということと同時に、そういうことを当局はどういうふうな考えておられるか。

○鈴木(俊)政府委員 この問題に關しましては、やはり政府としては外務省が中心であるわけでありまして、外務省の国際協力局において、いろいろ国内の意向をとりまとめられておるわけでありまして、そういう筋には、地方からわれ／＼の方に連絡がありまして、連絡をいたしておりました。なお立法上の問題につきましては、法制意見局が中心になりまして、これもまた各省に連絡をいたしまして、それ／＼目下研究中でございます。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいのでありますが、そういういたしますと、その再接収の問題につきましては、都道府県知事なり市町村長、要するに地方公共団体の長は何も権限と言いまするか、そういう責任はないというように解釈してよろしうございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 これは現在そういうふうなことがつきりと制度上きまつておるわけではございませんが、そういうような知事なり市町村長としては、それ／＼部内の住民の意向をあらゆる機会に聴取いたしておるわけでありまして、そういうようなものがわれわれの方に連絡がありました場合におきましては、今申し上げましたように、それ／＼の方面に連絡をいたして

おります。それ以上に特に具体的の方策は目下のところとは困難でございます。

○門司委員 その点でございますが、私の聞いているのはこういうことで、指示を与えていただいたか、あるいは何らかの通達があつたかということとは、やはり政府の一貫した方針というものがなければ、地方はなかなかうまく解決しないと思つて、力の非常に弱い農村のようなところでは、今度かなり無理なものが出て来ると思つて、そこでやはり政府としては一貫した一つの方針のもとに、再接収あるいは新たに接収される所に対してはこういう処置をとるのだというふうなことが明確になつておらんと、接収を受ける被害者の方から申し上げますと、非常に迷惑だと思つて、このことがやはり地方の公共団体のかなり大きなトラブルを起す一つの原因になつておると思つて、これがよくても悪くても、御存じのように現在県庁なりあるいは市役所なりに、農民その他は陳情に参つております。そして地方の公共団体も陳情があれば動かざるを得ないということになつて来る。こういうことになつて参りますと、やはり国においても何らかの方針を定めて、そうしてこういう問題については、こういうふうな処置をするのだというところを、被害者が直接知り得るような十分な処置を講じてもらいたいと思つて、そういうふうな処置を講じられる御意思があるかどうか承ります。

○岡野国務大臣 ほかにありません。うけれども、主として今非常に問題になつておりますのは、農地をつぶしま

して演習地にするとかいうことで農民が非常に騒ぎ、同時に心配しておる。この点は閣議でも非常に問題になりまして、そういうことをしてはならぬ、せつかく引揚げて、やつと食糧の増産ができかつたところにそれをつぶしてしまふことは、食糧増産の面から行きましてもおもしろくないし、同時に、せつかく営々として自分でつくり上げたところの畑とか、たんぼとかいうものをつぶされるということは、個人経済としても立つて行かないというようなこと、これはわれ／＼政府としても非常に重大な関心を持ちまして、今後は、農地に関する限りは農林大臣の十分なる了解許可を得なければこれを接収しない。こういうようなことになりまして、農林大臣が非常な力をこめて、その点に監視の目を張つておりますから、その点は御安心くださつてけっこうだと思つております。

○門司委員 もう一つ聞いておきます。それで一応のお骨折りの点はわかりますが、これをもう少し具体的に言いますと、実は神奈川県には特にそういう問題が多いのでありまして、私もともとして県庁にも一応申入れをいたしたのですが、農地は大体つぶさない方針をとつてもらいたい。もし万やむを得ない必要があるというのなら、あるいは荒蕪地であるとか原野であるとかいうようなものにかえてもらいたい。原則といたしましては、そういうものをとられるということも、採草地その他の関係から非常に農民は困りますので、われ／＼としてはこれを接収されることは拒否したいのであります。が、万やむを得ない場合においては、そういう処置をとつてもらいたいとい

うことを考えておるのであります。そこでもう一言その次をお聞かせ願いたいと思つますが、それから先の政府の方針はどういう御方針になつておりますか。

○岡野國務大臣 実は私はその方針をどういうふうにして行くかは農林大臣にまかせてありますが、ただいま門司さんのおつしやつたような要望またはその趣旨というものは十分話して徹底しておるわけでございます。そのために農地をつぶすというふうなことに對しては、農林大臣が十分／＼の考慮して、そうして許可をしなければ農地をつぶさぬという方針で行かう、こういうふうなきまつておりますから、あなたのおつしやつたような御趣旨に沿う一つの手續をこしらへまして、農林大臣にまかせまして、農林大臣がそれを監視しておる、こういうことになつております。

○門司委員 その問題はそれくらいにいたしまして、あとは行政整理の問題であります。先ほどから聞いておりますと、行政整理の問題は、何だか人員を減らすということが、大体主のようになつておるのではありませんか。地方財政委員会が計画をいたしました地方の予算の内容を見てみましても、たとえば約五分ぐらいの人員を減員するといふことが考えられるのであります。あるいは教職員の問題にいたしましてもそういうことが考えられる。そこで私は行政整理に対する政府の方針をはつきり聞いておきたいと思つますが、今度の行政機構の改革の基本的方針を、政府は一体どこに置いておるかといふことであります。私もどこから考へてみますと、しば／＼申し上げま

するよう、地方の公共団体は地方の住民に對する一つのサービス・センタ―であつて、決して権力庁ではございせん。機構を改革することによつて、住民が不便を来すようなことがあつてはならぬと思つ。従ひまして、機構を改革いたします場合には、まず、どういふふうな機構にすれば、住民に一番便利であるかといふことを先に考えるべきで、人員の整理といふことは、それから出て来る必然的な結果にまたなければならぬと思つ。ところが今度の行政機構改革の計画の内容を拝聴いたしておりますと、やはり財政が中心であり、そうして人を減らすことが中心になつて考えられて機構がいじられることになつております。これは、機構をいじつてみたところでは、権力官庁の機構のいじり方であつて、地方の公共団体の機構の改革にならぬと思つ。機構の改革をしたことのために住民が不便になつては、役所の本質上おもしろくない現象が必ず出て来ると思つので、この点に對する政府の今度の行政機構の改革の根本になつておられます趣旨の御説明を、この機会にお願いしておきたいと思つます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は、行政簡素化本部部長としましては、たび／＼この席でもこれを申し上げたと存じますが、地方の行政簡素化をいたします趣旨といたしましては、もと／＼地方の事務があまりにも複雑ではないかといふことが一つの点でありまして、それから次に、この国の国力と申しますか、地方財政が困つておることは御承知の通りであります

が、そういう点におきましても何か儉約するところはないであらうかといふ点、こういう二つの点からいわれる事務の整理をして、その事務の整理によつて幾分でも仕事に簡素にやつて行けるといふこと、と同時に、その副産物として財政が幾らか楽になるといふようなこと、こういうことを目標としてわれ／＼は簡素化をやつておるのであります。先般出ました地方財政委員会の来年度の財政計画であります。が、あれに四十七億金が減るとか何とかいふことが出ておりますが、これはただ結論を端的に数字に現わしただけであつて、われ／＼のやつておりますことは、ただいま申し上げましたけれども、事務整理をし、同時にその事務整理は、お説の通りに、事務整理をしたために地方の住民に迷惑をかけるようなことがあつてはならぬ。むしろ今まで地方の事務が煩雜にたえなかつたのを、もう少し簡単にやつたらいいのではないか、こういう考えから事務の整理をしておるのであります。その事務の整理をして行つた結果として、自然人員も減るだらうと思つます。そこで地方財政委員会は、そういうふうな簡素化の問題といふことは、抜きにいたしまして、一つには、財政にいかにか響くかといふことを見て結論が出ておるのではありませんか、あそこにあつた数字が出たのであります。が、われ／＼はあの数字を出さんがために事務整理、簡素化をやつておるのではなく、事務整理はただいまの御説の通りに、住民にあまり迷惑をかけるやうに地方行政をして行き、同時にもう少し簡素にすれば財政にも影響するだらう、こういうことがねらいでや

つておるわけでありまして、人員整理のために、事務簡素化をやつていふうふうにはわれ／＼は考えておりません。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思つます。これは、例の事務の簡素化の問題でありまして、今非常に事務が複雑であつて住民が迷惑しておる、こゝういふお話であります。が、事務が複雑であつて住民が迷惑しておるというこの反面には、役人といふもの、結局その責任回避の理念が非常に大きく災ひしておるのではないかと、これが考えられるのであります。従ひまして、行政機構の改革をしようとするならば、まず役人の持つております責任制といふものをはつきり確立して行つて、この事務が整理されるならば、住民はそう迷惑しないと思つ。それをあつちの會議、こつちの會議といふことで、どこが責任の所在かわからないことになつておる。一つの許可、認可をもらうにも、住民は幾つかの窓口に行かなければ許可、認可がもらえない。という仕組みになつておる。問題は、その責任がどこに所在しておるのか明確にならぬやうなやうな複雑な事務、機構の改革が行われるのでなければ、現状のままでもなにも簡素化を行ひません、それはまた元にもどるのであります。従つて行政の簡素化について、公務員の、直接関係のある責任者——いわゆる末端の公務員の責任者——ではありませんが、十分行政上の責任を持つておる人のその責任において、事務が処理されるやうな行政の簡素化でなければ、何回やつてもこれは同じものだと思つます。そういう面についてどういふお考えをお持ちにな

つてゐるか。これは具体的に申し上げますと、たとえば一つの願書が出て参りますと、その願書についての裁決、決着というものは、住民はあとでその窓口だけ行けば、あとは役所の責任において、大体これの解決がついていただけるといふような方法がとられるならば、私は官吏の責任が十分明確になつて来る。これが現在のうちに、これもさつき申しましたように、一つの窓口に行つてもこれが片づかない。その次の別の窓口に行つて同じような手続をしなければならぬといふようなことがあつてはならぬと思ひますが、その面に対する行政簡素化の御意見をもう一応聞かしていただきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。仰せしごとくもつとも、われわれはその点もねらつております。今までのように、たくさん判がなければ一つの許可認可もできないといふことではいかぬ。そうしてたくさん判が押してあつたら、それが責任をとるかわからないといふようなことは、これはやはり責任を明らかにする意味において、なるべく判を押す数を少くして行きたい、こういうことにしたいと思ひます。それがだん／＼進んで行きました極端な例が、今まで許可をしておかなければならぬものを届出で済ませばいいやないかといふところまで、実は進んで行つております。ただいま御指摘をこうむりますまでもなく、そういうような点を簡素にして、責任を明らかにしてやつて行きたいと考えております。

○門司委員 もう一度、大臣の答弁はせつかくさうありますが、具体的なものについて——私はきのうも鈴木さ

んと電話でお話をして、一応意見は聞いたのでありますが、たとえば学校給食の問題が文部省であらう形では非常に迷惑しておりますが、この点については、いづれ財政問題とからんで質問したいと思ひますので、きょうはそれを避けておきますが、この学校給食に對して、今かなり多くの、衛生に關係をいたしております調理士といひますか、何か料理の方を担当いたしております者が雇われておるわけでありませう。これは病院にもおりますし、各寮にもおります。ことに集團の生活をしておりますところには、やはり集團的に中毒その他が起ると困る關係から、特に小学校などにはおの／＼そうした調理士のような、責任のある人がおつてこれを處理しておるのでありますが、これを大体廃止するといふような意向が、今度のこの行政機構の改革の中に、自治庁の案として現れて、しかもこれは新聞に掲載された事実があるものでありますが、こういうことを考へてみますと、大臣の今の御答弁と少し食い違つておるようでありまして、何か経費を減らすために、特に学校給食などにはなければならぬ栄養士といふものを廃止しようといふことになつて参りますと、私はかなり大きな社会的な問題を起すと思ひます。そういうことが新聞に発表されておりますけれども、これは全然煙がなかつたものとは思ひません。そういう事実があるのか、あるいはそういう御意見があるのかといふことをお聞きします。

○鈴木(俊)政府委員 門司さんの仰せになりましたのは、今の栄養士の問題だと思ひますが、これは政府部内、地方行政簡素化本部というものを設け

まして研究いたしました際にございまして、栄養士という職責自体は必要であらうけれども、その栄養士に關する各種の衛生取締りといふようなものはない、いづれ財政問題とからんで質問したいと思ひますので、きょうはそれを避けておきますが、この学校給食に對して、今かなり多くの、衛生に關係をいたしております調理士といひますか、何か料理の方を担当いたしております者が雇われておるわけでありませう。これは病院にもおりますし、各寮にもおります。ことに集團の生活をしておりますところには、やはり集團的に中毒その他が起ると困る關係から、特に小学校などにはおの／＼そうした調理士のような、責任のある人がおつてこれを處理しておるのでありますが、これを大体廃止するといふような意向が、今度のこの行政機構の改革の中に、自治庁の案として現れて、しかもこれは新聞に掲載された事実があるものでありますが、こういうことを考へてみますと、大臣の今の御答弁と少し食い違つておるようでありまして、何か経費を減らすために、特に学校給食などにはなければならぬ栄養士といふものを廃止しようといふことになつて参りますと、私はかなり大きな社会的な問題を起すと思ひます。そういうことが新聞に発表されておりますけれども、これは全然煙がなかつたものとは思ひません。そういう事実があるのか、あるいはそういう御意見があるのかといふことをお聞きします。

○門司委員 それで聞いておきたいと思ひますことは、直接自治庁の關係になつて参りますか、問題はやはり学校給食の問題でありませうが、学校給食に對しましては、ぜひ栄養士といふようなものがあつて、相当これを指導しないと、児童の集團中毒といふことがあつてはならぬと思ひますので、これは私もぜひ置かなければならぬと思ひます。そういういたしますと、それに對しては、やはり何らかの資格を与えておかないと、いかにわししい人といふと、多少語弊がありますが、十分それに基づいてない人がそういうことに雇われて来ることになつて参りますと、將來問題を起す原因をこしらへると思ひます。従つて現在の制度をそのまま残して、そして十分の資格とそれから十分の経験を持つておる人を、それら

が、われ／＼はそれでは何にもならぬと思ふ。栄養士は衛生上のきわめて重要な問題を担当いたしておりますので、何らかの資格を与えなければならぬ。私もP.T.A.その他の給食關係に、地元としては多少責任を持つておりますが、これは全然しる／＼と、何千人という子供の給食をこのままに任せ放しにしておくわけには行かない。やはりこれは相當資格があつて、十分やれる人がめんどろを見てくれるといふことではなければ、問題を起してからは間に合いません、われ／＼としては非常に心もとない感じがいたします。自治庁としての栄養士法の廃止に對する御意見を、この機会にお聞かせ願へば結構だと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 栄養士法を廃止するといふことを自治庁がきめるといふことは、もちろん自治庁の権限を越えることではありまして、そのようないふことはむづかしいとして申しておるわけではございませうが、ただ先ほど申し上げましたように地方行政の簡素化をはかります場合に、各種の事務の中で比較的重要度が少いものを逐次考へて行つて、こういう事務のようなものはあるいは整理する、あるいは簡素化できるのではないかと、こういう一つの案を地方行政簡素化本部において考へたことがあるのでありますけれども、しかしその法律の具体的な事項は、先ほど申し上げましたように厚生省の所管でありまして、これは厚生省においてこの問題をどういふふう

に關する知識経験の豊富な者が、それに携はるといふことはもちろん必要であると思ひますが、ただそういう者を、一定の資格を持ち、国家的な試験に合格した者だけに限定するかどうかといふ点につきましては、考慮の余地があるといふのが、私も地方行政簡素化本部において考へておりました際の意見であります。

○門司委員 その問題はそれで片づけて、最後にもう一つだけ聞いておきたいことは、地方財政の確立の問題について、政府は税制の改革を何かお考へになつたことがあるかどうかといふこととあります。これは今の地方に与へられております財源だけでは、それからまた政府の考へようとしておられます、今度の国会に出されるであろう税制改革の範圍内では、なか／＼地方財政のほんとうの確立といふものはできないと思ひます。従つて国と地方とを通ずる税制改革に對して、政府は何らかお考へになつたことがあるかどうか。○岡野國務大臣 お答え申し上げま

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。これは中央、地方を通じまして行
政が非常に複雑であるということ、ま

は、やはり国会を通じてありますけれども、国会みずからの、議員提出の法案も出されるからよいようなもので

町村を主体といたしまして、地方自治を確立して行きたい。それから地方の

んだ。物を食うことや、物を消費する、俸給や何かは至つて少いけれども、

ども、少くとも今いる地方の官吏と申しますか、やはり何か必要があれば、

そ今まで置いて来た役人でございますから、これは非常に悪い関係をござんになければ別でございますけれども、今の官吏は一人もむだな官吏じゃない、私はそう考えております。またそういう考えから出発しておりますけれども、事務を簡素にし、住民の生活がごく平易に行けるような地方行政を行わして行けるために、事務整理をして行きたい、こういう考えでございます。人を減らすことは、むしろ事務簡素の結果減つて来るかと思ひますけれども、人を減らしてもつと地方の行政を簡素化するという立場は、私は逆になつてゐると思ひます。

○大泉委員 それは失業して遊ばしておいて、政府の費用で養護費をくれなくてよければ、使つた方がいかもしれないけれども、どうも産業を強化して行かなければ人の吸収はできない。産業を衰微させるまで、自治体であらうと、国であらうと、経費がかさんでしまつたのでは、共倒れになつてしまふ。そんなことは論議すれば限りがありませぬけれども、町村を適正規模に整理統合して行こうという考え方がありませぬかどうか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。文化国家といたしまして、日本の全国の国民が生活水準を上げて行く。それに対してはサービス行政たる地方の公共団体が、そのサービスに耐え得るようにするためには、私は今の町村の小さい方面を考えますと、とても立つて行かないと考えますから、できるだけある程度以上の規模の町村になつておきたい、こういうことを希望しております。ただただいまの自治法上、自治庁がそういう指令

を出してやるとか、命令でやるとかいうわけに行きませぬから、自主的に各小さい町村あたりが合併して、規模を大きくして、そしてできるだけ多くの力をもつて、その住民の福祉を増進させるようにやつて行きたい、こう私は考へております。町村の規模につきましては、もう少し大きくなつてほしい町村がたくさんあるということは、お説の通りでございます。

○野村委員長代理 地方自治地方財政に対する調査はこの程度にとどめまして、次に警察に関する件につきまして調査を進めることにいたします。質疑の通告がありますから、これを許します。川本末治君。

○川本委員 時間がありませぬので、簡単に二、三の点を齋藤國警察長官にお尋ねいたします。

まず第一に警察法四十条の三の解釈につきまして御意見を承りたいと思ひますが、この四十条の三は、御承知のように自治体警察を住民投票によつて廃止し、存置する場合の規定であります。この条文を読みますと、その年の一月三十一日までに、たとへば廃止に議決をいたしました自治体警察は、翌年の四月一日に引継がれることになつております。さらに十一月一日から以降のもの、その翌年の一月一日から以降のものは、その翌年の一月一日以降の議決は二十八年の四月一日になつて初めて国家地方警察に移管される、かように解釈しておりますが、この問題につきまして、他に何かその以前において国家警察の方へ編入し得る方法があるかどうかという点について承りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま警察法四十条の三の規定の御解釈につきましては、お述べになりました通りであります。なぜ十月三十一日までという期限を切り、しかもそれが翌年の四月一日にならなければ責任の転移が行われなかつたか、また十一月一日以降であれば、その翌年の四月一日までという長い期間を置く必要があつたかということでありまして、これは多数町村の警察について転移が行われました場合に、予算関係で非常に混乱を来すということからいたしました。大体翌年度の通常予算の最後の締切りに間に合うまでの期日を一つの締切り期日にする必要がある。もつぱら財政上の理由で、さうに規定をされたのであります。従ひまして現在の法律におきましては、この規定を無視いたしました。規定に定められております期日前に、自治体警察を国家地方警察に編入するという措置はできないことになつております。

○川本委員 そこで齋藤長官と私も同じ解釈をしておりましたところが、実は愛知県守山町の自治体警察が、本年の一月四日に住民投票を行ひまして、その結果廃止することに議決をされております。しかるにごく最近に、何しろ一年以上そのままで置かれるのは困るというところから、何とか便法はないものかというので、小倉愛知県地方警察隊長に意見を求めたところから、地方の議決を持つて来れば、四月一日から編入されることができると、こういうことをはつきり明言した。そこで一部の新聞はこれを報道した。そこでういたしまして、ただですら治安問題に対しては、御同様、心痛をいたしておりますとき、特に来年の四月一日になれば、これらの警察官は定員も、もちろん自治体より減らされ、ど

こへやられるかわからぬというような、多少のさうした不安を抱いておる矢先に、またしてもさらに今後二箇月の後には国家警察に編入されることのできるというやうなことをしきりに言われまして、地方の小さな新聞などはこれを書き立てておる。こういう事実を見まして、はなはだ私は遺憾に思ひますことは、いやしくも県の隊長たるものを、法の解釈すらもはつきりわからないやうな人間がしておるといふことは、はなはだよくないじやないか、こういう非難の声をすら最近聞くのであります。こういうことにつきましては、十分ひとつ御注意を願ひまして、国家地方警察の威信を失墜するやうな行動のないやうに御注意を願ひたいと思ひます。

こうした問題とは、事は少し違ひますが、最近の国家地方警察の幹部の諸君に大分頭の変なのがあるように思われますことは、福岡県下においての問題であります。これは今年の一月、ある追放解除者で、かつて内務官僚の銜たる人であつた者で、次の総選挙には立候補するといふもつぱらのうわさの人ですが、この人を福岡県の国家地方警察の隊長が、みずから警察のマークがついておる自動車へ乗せて、各方面のあいさつまわりを一月盛んにしておつたといふ話を聞いております。こうなりましたと、この隊長の頭が幾らか変じやないかという考えも起るものであります。実は相当責任のある人からこの話を私は聞いたのでありまして、こういうことについては、賢明なる齋藤長官の御判断によりまして、今後さうなことの繰返されないうやうに、この二点について十分御注意をお願い申し上げます。

○齋藤(昇)政府委員 二点につきましての御注意は、十分注意をいたしたいと思つております。ただ第一の点につきましては、当初本年の四月一日に警察の転移を行うやうな予定で、昨年の十月中に町村会で決議をし、住民投票をや、あるいは住民の直接請求によつて、住民投票の手続を開始をいたしましたのであります。それがこの手続の遅延によりまして、十月三十一日を越えてしまつて、十一月に入つてしまつた。従ひまして当時の直接請求なり決議におきましては、これは翌年の四月一日のつもりでやつたのが、手続が遅れたためにさうになつてしまつた結果、できたら本年の四月一日に転移の行へるやうにしてもらへないであらうかという希望が他からも出ておつたのであります。そこで、これは先ほど申しますやうに、法律の改正を要することでありまして、法律改正なくしてはそのことは不可能である。しかし実際の面におきましては、単なる手続の遅延によつて、もうすでに決議をした

ども、警察じや扱つてくれませんと言
う。くれないといつたところで、お前

うと、いやらしいに行きました。今日

まで何度もらいに行きましたけれど

も、警察署へ行くと、次席さんは、そ

んなことは知らない。県の方からも全然話がないから、一切私うことはでき

ぬ。そんなことは知らぬ、存ぜぬの一

点張りで、私ども泣寝入りしております

すけれども、会計監査のたびごとに、二重、三重会計監査で困つておるます。

が、何とかしてくれませんかというの

で、私は以来小倉君にも数回善処方を

要望しておるが、今日まで依然として

と、何とかこれはひとつ話合ひで帳消
こわかてきぬ　こく最近に至ります

しにしてもらえないだろうかというこ

とを、隊長自身が私に言われるので、

ぼくはそれはできぬと言つた。今にな

の当時払わなかったと言つたが、これが

今日まで払つておらぬ。しかもこの署

長に至ると、もう一つある。その問題

は、天皇陛下の当時の愛知県への御旅行の關係のある費用でありますから、

私多くを問ひ詰めて聞いておりません

が、一昨年の年末愛知県で国体の行わ

れたときに、陛下が愛知県においでに

署において四万円何がし余分に使つた

から、これを警察の後援会の各町村で

払つてくれ、こういう要望を、これも

私か町村長会長の会議の席にいますとき
を申し込んで来た。そこで私は当時

の、今日もおりますが、その次席をど

なりつけた。その結果、その金は出し

たか出さぬか、それ以来私は愛知県に

これに文を三百万円の費用のいへた

ことを承知しておりますから、確かめておらぬけれども、農業協同組合の金のごときは、三年間にわたつて使つて、しかもその署長も、責任者である次席も恬然としており、これに対して小倉隊長自身も平然としておつて、実に非難は露々としておりますが、かような警察署長を使い、かような署僚警部を使つており、今最初に申し上げましたように、隊長みずからが警察法の解釈すらも満足にできないような隊長をいたしておるようなことでは、今後この国家地方警察の将来に向つて、私どもは非常に心配をするのであります。私どもは、こういう不良な警察に対しては、少くとも即時相当な処分をせられるべきではないかと思う。さうしない限りは国民の信頼が警察にはなくなつて来ます。私は警察法の改正の当時にも、この問題については大いに論じた一人でありましたが、こういう問題に対して一体国警長官はどういうふうにお考えになつておるか、率直に御意見を承つておきたいと思う。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま例をあげられました愛知地区署の堀の改築ですか、新築ですか、その費用の負担につきましては、私今初めて伺うのであります。伺つたところによりますと、何と申しますかいかにも強要がましい点がありまして、これはまことに穏やかでないと考えております。また経費の一部を一般の寄付にお願いをするということも、きわめて妥当を欠いておると思います。これらの点につきましては十分実情を調査いたしまして、しかるべき措置をいたしたいと考えております。

に念を押しておきたいと思ひます。私がいやしくもこの席上で申し上げますことは、責任のある位置において、責任のある場所で、責任のあるあなたに申し上げたことであります。しかも私はみずからそれ／＼の機關を通じて、責任のある調査数字をもつて御質問をしたことであり、さらに最後の愛知地区警察の問題のごときは、私が何度もこれに対して立ち会つておりますので、ただ従来の警察式でなく、調査々々と言ふのでなく、即刻こういうような問題に対しては、十分なる調査をせられまして、一日も早く日本の警察が民衆から非難を受けることのないように、おとりはからいをいただきたいということ、最後に一言お願いを申し上げます。

○野村委員長代理 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十三分散会